令和元年度　第３回大阪府消費者保護審議会・消費者教育推進地域協議会　議事録

■日　　時　　令和２年２月17日（月）午後３時から

■場　　所　　大阪赤十字会館　４階　401会議室

■出席委員　　池田委員、鈴木委員、石川委員、仁木委員、藤本委員、松尾委員、

若林委員、足立委員、大森委員、熊本委員、中浜委員、中村委員、

能勢委員、古株委員、吉田委員（計15名）

■会議内容

○事務局

時間となりましたので、ただいまより令和元年度第３回大阪府消費者保護審議会及び消費者教育推進地域協議会を開催致します。

○事務局より配付資料の確認

○事務局

それでは、会議の成立について御報告させて頂きます。本審議会の委員総数は17名でございます。本日は、15名の委員の皆様に御出席いただいており、大阪府消費者保護審議会規則第４条第２項の規定によります過半数の委員に御出席いただいておりますので、会議が有効に成立しておりますことを御報告させて頂きます。出席委員および事務局につきましては、配席図をもって御紹介に代えさせて頂きます。また、上田委員、湯谷委員につきましては、本日、御欠席となっております。それでは、開会に当たりまして、消費生活センター所長の坂田より御挨拶申し上げます。

○坂田所長

皆様、消費生活センター所長の坂田でございます。いつも大阪府消費者行政推進に御協力賜りまして、ありがとうございます。また、池田会長はじめ各委員の皆様には昨年2月のこの審議会への諮問以来、５年に１度の大阪府消費者基本計画の改定という大きなミッションにつきまして、８月の答申、さらにそれに続き９月の審議会での議論等、精力的に御審議を頂きましたことをこの場を借りて改めてお礼申し上げます。このあと、この件につきまして議題1として、大阪府が11月に行いましたパブリックコメントの意見等々を踏まえた現時点の計画案を御説明させて頂きます。また、続きまして議題2では、計画案で重点取組のひとつに掲げております、若年者、とりわけ高校生等に対する消費者教育につきまして御審議頂く予定にしております。併せまして、府の大学生期の消費者教育の取組につきまして府の報告と併せて、府が認定いたしました「消費者教育学生リーダー」の方にも、御報告頂く予定です。なお、パブリックコメント等では、消費者行政の関連予算でありますとか、職員体制の拡充につきましても、多くの意見を賜ったところでございます。来年度の予算案や組織体制つきましては、これから開会致します、大阪府議会において議論される予定ですが、大阪府では、大変厳しい財政状況下での人員体制になっております。私どもは、府の消費者行政をお預かりしている主管課ですが、それとは別に、消費者行政推進本部会議という大阪府庁内の体制、さらには市町村、近隣の府県それから関係行政機関とも連携して、効果的、効率的にこの第２期計画の施策が推進できるように頑張りたいと考えております。

また、この審議会につきましては、消費者教育の推進にかかる調査審議を行う「大阪府消費者教育推進地域協議会」も兼ねております。事務局説明はできるだけ短くしまして、委員の皆様からの御意見をたくさん頂戴したいと考えおりますので、どうぞ、よろしくお願い致します。

○事務局

それでは、今後議事の進行を池田会長にお願いしたします。どうぞ、よろしくお願い致します。

○会長

委員の皆様、お世話になっております。お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。それでは、限られた時間でございますので、さっそく議題に入らせて頂きたいと思います。最初の議題「大阪府消費者基本計画（第2期）（案）」でございますが、委員の皆様の御協力を得ながらやりたいと思います。ただいま坂田所長からも発言がありましたが、本審議会は消費者教育推進地域協議会の開催を兼ねておりますので、この件についても御審議の程どうぞよろしくお願い致します。

それでは消費者基本計画（第２期）（案）の現時点での、事務局で整理いただいた計画案につきまして御審議を頂きますので、まずは事務局の方から御説明をお願い致します。

○事務局　資料１～４について説明

○会長

どうもありがとうございます。今、直前に指摘のありました用語集ですが、今回委員の皆様の目に初めて触れるものかと思います。後程、内容等について御指摘頂くことがありましたら、ぜひ、積極的にお願いします。ともあれ、第2期の基本計画は相当内容が盛りだくさんのところがございまして、全体を理解するのがなかなか容易でないようなところもあるかと思いますが、そのあたりを概要版を使って御説明いただいたところです。　特に、第２期に関係する来年度の府の新しい取組、この点について本日御説明頂くために、府庁の各担当の皆様に御出席を頂いていると聞いております。ぜひ、簡単な検討状況等を御紹介頂ければと思います。とりわけ、先ほどからずっと話題に出ているSDGｓ関連の取組みとか、IRなどを中心に注目されているギャンブル依存症対策、あるいは環境配慮の面で話題になっている食品ロス削減対策やプラスチックごみ削減対策についてなど、事務局から順次御出席の担当者の方にマイクを回して頂ければと思います。よろしく御協力のほど、お願い致します。

○大阪府環境農林水産部流通対策室

今、お話がありました食品ロス削減対策について簡単に報告をさせて頂きます。国の方では食品ロスに係る法律が去年の10月に施行されまして、今色々と動きあるところです。現在は国の基本方針を検討されておりまして、先日、パブリックコメントが終了しました。それを受けて会議が最終という形でなされておりまして、3月には国の基本方針が出るというふうに聞いております。大阪府としましても、国の基本方針を踏まえまして来年度、大阪府の推進計画を策定する準備を進めているところでございます。取組については大阪府でも様々に進めているところなのですが、この食ロスの法律についても規制をする法律ではなく理念法となっておりまして、まずは啓発をして府民一丸となって食品ロス削減を取組みましょうというところで、府としましても事業者向けの支援であったり、府民啓発であったりというのを進めているところで、計画についてもそういった中身を盛り込んでいきたいと思っているところです。あとは計画策定なので、やはり数値的なところも出していく必要があると認識しておりまして、食品ロスの数字は日本全体では出ているところですが、いずれも推計値を国の方で出しておりまして、府につきましても解析調査等により府の推計の数字を来年度、計画策定に向けて把握して行き、さらに将来推計も出していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課

大阪府のプラスチックごみ対策に関して簡単に御紹介させて頂きます。昨年6月にはG20サミットで、大阪府ブルーオーシャンビジョンが共有されたところです。大阪府としましても、早期達成に貢献するために様々な取組を進めているところでして、昨年の1月には大阪府プラスチックごみゼロ宣言を行いまして、府域市町村、それから様々な企業・団体・にも宣言を呼び掛けているところです。府民に対しましても様々なイベントを通じてワンウェイ、いわゆる使い捨てプラスチックごみの削減であるとか、プラスチックごみの資源循環の啓発を行っています。また、今年度はプラスチック対策推進ネットワーク会議というものを策定しまして、会議の中で有識者や企業団体の方から様々な取組の御提案、御意見を頂いているところです。来年度につきましてはこの提案や御意見を踏まえて、例えば、今年の7月にはレジ袋の有料化が予定されていますので、回収した未使用エコバックを配布していくとか、民間事業さんの協賛によってマイボトル用の給水機を普及させていこうというような取組みを考えているところです。また、事業者の技術革新というのも必要になってくると思っておりますので、その促進に向けた技術のシーズ調査・ニーズ調査というのを来年度以降進めていこうと考えています、その他、大阪府の循環型社会推進計画というのが、来年度で現計画期間の終了を迎えることから、新たな計画の策定作業を進めていきますので、その中で府民、事業者等の具体的な行動指針、それから数値目標というものの検討を進めていきたいというふうに考えているところです。以上です

○事務局

本日出席している担当課からの説明は以上になります。

○会長

これまでの説明を受けまして各委員の皆様から御発言を頂きます。率直に申し上げて第1期の計画期間は5年間ですけれども、第2期計画は第1期と比べて明らかに消費者を取り巻く環境が大きな変化を受ける、そういう時期にあるということで、ある種私ども審議会としても覚悟が求められているというふうに思っております。相変わらずお年寄り等を狙ったような特殊詐欺が横行しており、或いは若者に対しては、新手のマルチ商法のような動きがあるというのも聞いています。加えて今回の第２期計画の中でかなり中心的な話題のひとつになる訳ですが、また、議題２にも大きく関係することですけれども、令和4年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるという非常に大きなことがございます。もともと日本の人口が少なくなっていく中で、事業者側からすればマーケットプレイヤーが減っていく中で、20歳から18歳に少し基準を下げて、そのプレイヤーを増やすというようなところがあるのかも知れませんけれども、しかしこれまでも金銭についてしっかりとした消費者教育をできていたかということも含めて、やはり今後第２期計画の中身の真剣度が試されているように思っているところです。長くなりましたけども、今まで、事務局の方から資料に基づいて説明を頂きました。参考資料等もございます。どなたからでも結構ですので皆様の方で御意見を頂ければと思います。特に順番は決めませんので。順次おねがいします。

○委員

今日の御説明をお伺いしまして、文言のことで気になるところがひとつございました。今から、内容を大きく変えるということではございません。今日、パブコメ等の意見をふまえて変更する内容の資料2の1番号⑥でございますけど、他のところもいろいろと見ながらどんな表現が使われているのか気にしているのですが、「努めます」「支援します。」とか「開催します。」とかいろんな言葉が使われているのですが、ここのところで「高等学校等を中退した生徒等の消費者教育の実施方策を検討する」とあります。だいたいこの「検討する」というときには「方策について検討する」という表現がしばしば出てくる訳ですが、ここでは、「大学と連携して地域住民向け消費者教育の実施について検討する」となっており、方策を検討するということと、実施そのものについて検討するのではかなり意味が違いますね。「実施について検討する」だと実践する気があるのか、ないのかはっきりせず実施するか、しないかについて検討するという意味になると思います。実施方策となるとまずはすぐどうのこうの言えないので、具体的にやり方について検討するというニュアンスになります。ですので、これは「実施について検討する」という表現は妥当ではなくて、これについても方策という言葉等を補ったほうが良かろうかと思います。同じことは他のところで一部ございますので、検討という言葉が出てくるところの表記について、やや揺らぎがあるようですので御確認頂ければと思います。以上です。

○会長

御指摘、有難うございます。

○事務局

ありがとうございます。そのように御指摘の通り文言を変えさせて頂きます。こちらに記載の内容については、現在、どんな大学でどういった地域貢献活動をしているかの全容が掴めてない状況で、そういった中で消費者教育という分野で協力できるのかどうかというのもまだ見えない状況です。しかし施策の方針としましては、こういった地域の消費者教育を充実させるために、やはり、大学が行っている地域貢献活動は貴重な場ですので、なんとか調整をしながら、どういうやり方でやっていくのかを検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。当然実施することを前提として、具体策について検討するということで記載をして参ります。その他いかがでしょうか。

○委員

文言がとても気になるのですけど、このパブコメの資料２―１の１ですけども、「金銭価値が見えなくなるため若年者の金銭管理能力が低下している、そしてまた加齢等よる判断力の低下」で「低下」という言葉がここの中に2つ入っていますが、どうなんでしょう。語句が気になって、人権的にやや問題があるのではないかと。例えば「知識を十分に持たずに利用した場合の危険性が高まるところが懸念される」など、こちらの方がやわらかい表現ではないのかなと思います。やはり、金銭能力が低下するということは能力を教育してないから低下している部分があるのかなと思いますが、パブコメの意見の中には、低下云々というのは書かれていないので、消費生活センター側がこういった文言を計画本文に書きますと作文をされたのだと思うのですけれど、説明して頂ければなと思います。

○事務局

この部分は、パブコメの御意見の中でこういった文章を記載すべきとの御意見があったものを参考にしております。キャッシュレス化の問題点、課題的なことは審議会の場でも話題になっており、もう少し具体的に言葉を追記した方がわかりやすいのかなというふうに思いましたので、パブコメの意見を参考に記載をした次第ですが、表現の人権的な配慮ということを心配されておられるのですか。

○委員

はい、この第２期消費者基本計画は未来を見据えて夢のあることを考えて頂きたいなと思っていたのですが、若者も高齢者も判断力が低下するというのが、気になるなと思いました。

○会長

言葉として多少、きつめの表現になっているという御指摘なので、またそれについては改めて検討させて頂きます。現実として言葉の適切さの次元と異なる生の事実として、一般的には、例えば若者の多重債務の問題というのは比較的、数字的には少なくなっているというような報告をされたことがあると思いますが、この御意見を書かれた方からすると、そのあたりに多少違和感を持っておられ、ある種現実的な危機感を持っておられるがゆえにこういう形で御意見を頂いたという、そういうところも少し真剣に受け留めながら、御指摘頂いた言葉の表現の問題については改めて検討させて頂きたいと思います。

○委員

私も相談員をさせていただいているので、この現実がすごくよくわかります。特殊詐欺の受け子の関係で、バイト料がすごく高いからといって大学生も含めた子供たちがそういうバイトを通じて詐欺に加担してしまう現実があり、高齢者も判断力が鈍る、ここの鈍るという言葉が、どういう言葉がいいかはまた教えて頂ければなと思うのですが、この文言を見たらやはりもう少し未来に向けた言葉があったらなと思います。そのあたりを他の先生方にも教えて頂ければなと思った次第です。

○会長

はい、そういうニュアンスをしっかり受け止めさせて頂きます。ありがとうございました、他の委員の皆様いかがでしょうか。

○委員

私も現職の相談員として、こちらのキャッシュレス化とか、金銭価値が見えにくい若年層の金銭管理の能力について御意見申し上げます。相談に来られる方は、判断力が低下した方や理解されていない方しか来ないです。能力の高い方は来ないです。私はこんなに能力高いからこんな商品を選びました、どうですかとおっしゃる方は来ません。それは切実な問題としてインターネットが入ってきたときに、新しい技術や製品を使いこなせるかどうかで格差が生まれてしまったということがあります。７０代でもタブレットをすいすい使いこなしている人がいる一方で、ガラケーしか使えない人もいます。キャッシュレス化や金銭感覚などは親の教育の問題もあるのですけど、やっぱり基本的には学校での教育が大事ということになるので、意見を書かれた方は、現実問題を見据えてほしいということで、能力格差を府とか国に向けて教育で補ってほしいということをこのパブコメ中に入れて頂きたいという思いがあったのではないかと思います。言葉というのは難しいですが、一概に加齢で判断力は低下しないと思います。ますますしっかりしている人もいれば、逆に認知症とか病気によって判断力の低下が起こることもあります。若い人でも心の病によって、その時だけ判断力がなくなるということもあります。そういった能力格差が出てくるところで、消費生活センターにはどちらかというと判断ができなかった方しかこないので、そこを切実な問題としてわかっていただいた上で、明るい未来というか、そういったことがないように教育して頂きたいことを策定の中で挙げて頂ければ心強いかなと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます、その他にいかがでしょうか。

○委員

キャッシュレス問題の別の視点なんですけども、ここで書かれている若者等の金銭管理能力の低下とか判断力低下の部分は、金銭価値が見えにくいというのは、リアルにお金を払うわけではないから、自分がどれだけの債務を負担し、どれだけの支出を行ったかがわかりづらいという意味、あるいは、例えば高い買い物するとき、現実にお金で払うとこれだけ払ったとか、お金を借りると借りたなと実感しやすいという、そういう管理能力の意味で書いているのか、キャッシュレス問題というのもプリペイド、ポストペイの場合と、即時払いの場合といろんな方法があって法律も縦割りでバラバラで、同じキャッシュレスでもなんらかの問題を生じたときに消費者がどういう権利、義務を負い、どういう救済方法があるのかが結構バラバラになっているところがむしろ問題として言われてることが多いです。ポストペイの場合は後払いなので、知らない間にものすごい金額を使ってしまってという問題の部分はクレジットカードの後払いと同じですね。クレジットカードの使いすぎの問題は昔からの問題ではないかいうことがありましたので、これは何のことを指してこういう言葉を使っているのかなと思いました。特徴的なその問題点をもう少しわかるように書いたほうがいいのかなというのが1つと、もうひとつ下のアンダーラインところですけども、これはパスワードやIDなど個人を特定する情報の活用ということで、不正利用の問題ということを意識されているのか、あるいは例えばお年寄りが支払おうと思ったら、ログインしてパスワードを入力して、サイトにアクセスして決済しないといけないということで、こういうそのデジタル・ディバイドのような問題を意識して書かれているのか、問題点が曖昧な感じでイメージが浮かんでこない気がしました。

政府がキャッシュレスを推進していますが、むしろ若い人の方がキャッシュレスをよく知っていたりすることがあるのかなと思うので、使いすぎで多重債務にならないようにしましょうという問題なのか、そのキャッシュレスの方法によって、クレジットカードだったら抗弁接続があるけれども電子マネーだったらそんなものはありませんよとか、具体的な問題点を明らかにして、もう少し具体的にわかりやすく書いたほうがいいのではないのかと思いました。

○会長

どうもありがとうございます、キャッシュレス化の問題については御指摘のとおりかと思いますが、おそらく事業者側の変化の方がものすごく早いので、具体的に書きすぎてしまうと、計画期間の5年の間に方向性が違ってくるということもありますので、逆にそのへんは包括的というか、抽象化した形で、一定のリスクを指摘するという選択肢もあるかと思いますが、折角の御指摘ですので、また改めてしっかりと検討して頂きたいと思います。ありがとうございました。それでは引き続いて、御発言頂けないでしょうか。

○委員

大阪府消費者基本計画に係るパブリックコメントに寄せられた御意見等と大阪府の考え方の15ページについて、計画案の52ページについての意見として、現在の相談員の改正充実のお願いと、将来的に消費生活相談員の不足が懸念されるため府の主導により消費者生活相談員資格取得講座を開催するなどして育成を図ってほしいと書かれています。これに対する府の考え方は、現在の市町村相談体制の支援に対しては記載をしていますが、将来に対するところのお答えがないように思います。これについては見送りなのか、どうなのかなと思いました。あともう１点その下の計画案53ページに対する意見として斡旋調停の活用に、法律・府条例の順守を促し、府民の消費者生活安全に資するために苦情審査会の案内を府内のセンターに一年に一回は案内してほしいと書かれています。これについての御回答は府消費生活センターのWEBページに記載している、と書かれております。相談員も府のホームページを積極的に見ればもちろんいいですけども、なかなかそこまで、思い至らない相談員もいますところから、やはり折角、消費生活苦情審査会という素晴らしいシステムあるのですから、府内センター会議だとか共同事例研究会の場でこの苦情審査会についての周知をして頂けたらありがたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます、事務局のほうで今の御指摘についてご回答ください。

○事務局

人員の確保の問題については、仰っていることは私共も重要な問題だと認識しております。できれば具体的に書きたかったところではあるのですが、人材バンクを作ったり、講座を開催するということになってくると予算的な問題等もございまして、計画に明記することは難しかったということがあります。ただ、書いていないからやらないということではございません。国の施策について議論する会議がございまして、来年度の国の予算、事業について説明を受けましたが、国の方もこの問題については非常に重要視されておりまして、相談員の育成をするための事業を来年度、立ち上げられるということで聞いております。大阪府としましても、国の方で実施される講座の周知等もさせて頂いて、個人情報等の問題はありますが、そこは国と調整をしまして、大阪府内で試験に合格された方の情報を得て、市町村の求人とのマッチングができるようなことができればいいなということも考えております。計画には具体的に明記できなかったことは大変申し訳ございません。ただ、非常に重要な大事な問題ということは認識しておりますので、計画策定後もなんらかの形でなにか政策ができないかどうか検討して参りたいと思っております。

○事務局

消費生活苦情審査委員会のことで御回答申し上げます。私共としましては、苦情審のことで周知徹底を図らないということではありません。既に、この消費者保護審議会の中で苦情審を有効なツールとして位置づけて頂いているところです。現に今年度は一件、苦情審に審査頂いた案件がございました。これが一番そういう意味では市町村のセンターの方も含めて御理解頂けるところかなと思います。ここ数年、苦情審の案件がなかったわけですけど、一件生じましたので、それは一つお気づきいただいた点かなというふうに考えております。御指摘頂いたように市町村の消費生活センター会議には管理部会と相談部会がございまして、通常我々は管理部会しか出ていなかったのですが、今年度は相談部会にも出席しまして事業者指導のお話等しておりますので、引き続き苦情審のことについてもその場でお話するなり、御質問を受けるなりしていきたいと思います。御指摘頂いた事例研究会等の場も活用させて頂ければと思っております。ただ、なかなか文書で市町村に通知申し上げても、それがまた相談員さんに伝わらないという実態が色々な所であるので、そこも含めて考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。時間が迫っておりますので、議題１についてはひとまず終えたいと思います。事務局の方で一言、頂けないでしょうか。

○事務局

色々と御指摘頂きありがとうございました。御意見を踏まえまして、３月末までの計画策定に向けてこれからブラッシュアップを図って参りたいと思っております。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。府の今回の第２期の消費者基本計画が、策定が完結するだけで終わるということはもちろんありません。今日から皆様のお力添えによってより有意義なものとなります。実質的に言葉として書かれていないところも含めて、より良いものに仕上がって行くようにお力添えを頂ければと思っております。

それでは、議題２に移りたいと思います。大阪府における消費者教育の取組についてでございます。先程、少し触れましたけれど、第２期の計画案で正に重点取組の１つとして、成年年齢の引き下げを見据えた若年者への消費者教育に取り組む方針が記載されております。その現時点での取組について事務局から説明し、次期計画での各施策の充実に向けて委員の皆様からの御意見、御指摘等頂ければと思っております。それから先程御指摘ありました、パブコメでも意見があったことですけれども、大学生向け消費者教育について府が実施している大学生期における消費者教育推進事業の報告、併せてその事業との関係で本日は、大阪府消費者教育学生リーダーの方にお越し頂いておりますので、後ほど御報告を頂きたいと思います。まずは消費者教育について事務局より御説明をお願いします。

○事務局　資料５について説明

○事務局　資料６について説明

○大阪府消費者教育学生リーダー会

学生リーダー会の活動内容について御報告いたします。資料に「企業と学生交流会」と書かれていますが、こちらは養成講座の際に企業と学生の交流企画があり、どの企画をするか話し合いながら、企画運営、司会やファシリテーターをしてそのグループをまとめる役割などを決め、企業さんと学生で消費者問題について話し合いをするというような活動を行っています。交流会では衣食住というテーマで3回にわたって行うことが多いです。たとえば食のことであれば食品ロスについて企業の目線や学生の目線で話し合い、そこで新しい視点が生まれたり新しい知識を得るための交流会になっているのかなと思います。

次に、学生リーダー会のボランティア活動と書かれていますが、学生交流会以外にも依頼があればイベントを行ったり、様々な催しに参加しています。私は一昨年くらいからリーダー会の渉外部として活動しており、ボランティア活動の統括のような役割をしていますが、小学生を対象した親子イベントというのを担当して、実際に日本銀行の夏休みイベント内で時間をいただいて企画をしました。小学生の子どもたちと保護者の方々と、お小遣いについて考えてもらえるようなイベントになりました。他にも消費者フェアという大阪府主催のイベントに出店して、フェアのあの出店させてもらっていてそこで、参加者にゲームをしながら消費者教育について考えていただくような企画を行いました。

どうして私がこの学生リーダー会に参加しよう思ったかというと、私がちょうど1回生の時にこの会が発足して、その時に先輩からこういうのがあるけどやってみないかと誘われたのがきっかけです。その時は消費者教育というものが何なのか何も知りませんでしたが、ひとまずやってみようと思って参加しました。最初に関わったのは小学生のボランティア活動で、ゴミについて考えることがテーマで、その時に私が大学で学んでいること消費者教育は関係があることだなと感じ、もっと積極的に活動していきたいと思い4年間参加させて頂きました。その結果、大学に入って勉強だけするのかと思っていましたが、課外活動のリーダー会に入ったことによって、自分の考え方や視野が広がり、成長したと思います。社会人になってもこの経験を生かしていきたいと思います。以上で報告を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○会長

審議会で拍手が出たのは初めてです。未来が非常に明るくなったような気持になります。ありがとうございました。では学生リーダー会さん、どうもありがとうございました。以上が高等学校、それから大学生期における消費者教育の点についての御報告でした。委員の皆様、なにか御質問頂ければと思います。

○委員

学生リーダー会さんありがとうございます。ぜひ、大阪府はこの会の活動をもっと広く知らせることに全力あげて取り組んで頂きたいなというふうに思います。おそらくほとんどの府民が知らないですし、私も消費者団体のメンバーですけど、私は当然審議会の委員なので知っていますが、私どもの団体のメンバーが、大阪府でそういう学生会が活動をしていると知っている方も本当に限られているというのが今の状況なので、ぜひ、それは力を入れて、広げて、支えて継続させて行くということを行って頂きたいと思います。

資料５については、高等学校における消費者教育の取組のことを御報告頂いて、今年度の実績なんかも、いくつか入れて頂いているわけですが、やはり非常に大きな取組で本当、こちらも教育庁と一緒に全力をであげて取り組まないと大変だなと思って聞かせて頂きました。大阪府内にある高等学校や支援学校等の高等部を全部合わせるとおそらく300前後あるだろうと理解しておりまして、これまで教材を使ったモデル授業というものも、これで３年くらい取組まれてきて、モデル校を指定して毎年２、３校ぐらいやっていて、これでは何年かかるのかなという話になってしまいます。令和元年度の実績は、講師派遣というところで少しは広がっているかなと思いますが、そことの関係で私、教育行政はどういう形で動いているのかほとんどわからないですが、やはり進捗をきちんと年度毎に把握をして、それがどういうふうにどれくらい広がっているのか、素人の私にも解るように把握して教えて頂くような、そういう方法を考えて頂いて、次回以降に府内これだけ全体で対象となる学校なり生徒がいますが、これくらいまでは広がりましたっていうのが、経年できちんと把握できて、私たちが理解できるように御報告をお願いしたいなということが１つです。

もう１つ、消費者教育のコーディネーターが配置をされて、これは学校の消費者教育のところで関係者と現場をつなぐ役割ということになっていますが、これは実際に消費者教育コーディネーターさんがどんなことを担っているのか、具体的に教えて頂ければと思います。消費者教育コーディネーターについては、府は今、委託業者に業務として委託されていると思いますが、その皆さんが外に出掛けて行って教育現場にアプローチしたところまでできるようなことなのか、そうではなくってそこのところは、府の職員が担うことになっていて、府の職員さんがアプローチした結果、お声が掛かった時にそこの調整は府のコーディネーターさんがしているのか、その辺りを具体的に教えて頂けたらなと思います。当然、府の職員でないとできない部分があるのだろうと思いますけど、もっとアグレッシブに、コーディネーターになられた方が、自分の想いで教育現場にアプローチできるようそんなような仕組みがあってもいいのかなと思ったりするので、それを後で教えて頂きたい。あともし時間があれば、もう1つの重点取組のほうが何も報告ないので、そちらは次年度の事業として、どういうことを予算を含めて考えておられるか、少し教えて頂けたらと思います。

○会長

ありがとうございます。順番は、もう特に定めないでコメントを頂けますか。

○事務局

まず、1つ目の消費者教育コーディネーターが教育現場に行って直接、コーディネートしているのかというところから回答致します。全体の企画ですとか、予算の関係とかそういうところは行政職員しかできないところはあります。また、庁内で調整して、消費者行政部門と教育長とが調整して、たとえば、モデル校の推薦をして頂いて大阪府のほうで指定する、そういうような枠組み的なものについても、行政職員の担うところです。ただ教員向けの研修等で家庭科の研究部会が大阪府内は８つありますが、そこに直接アプローチするだとか、市町村の教育委員会のほうにアプローチをするというのを消費者教育コーディネーターが独自で開発をしているところもあります。また、そういう場を行政職員でもコーディネーターに紹介したり、逆に紹介を受けたりこういうニーズがあるよという情報交換をしているところです。なので、これがコーディネーターの業務、ここまでが行政職員の業務というよりも、行政職員とコーディネーターとが、一緒になって大阪府のほうでは事業を進めております。もう１つ、消費者教育コーディネーターがPRできるような仕組みづくりのことで御質問頂いたかと思いますが、御指摘の通り大阪府に消費者教育コーディネーターがおり、どういうような仕事するということ自体が、教育現場においても周知されてないのかなということもありますので、次期計画の期間中に消費者教育コーディネーターの存在をPRしていきたいと思います。府のコーディネーターは現在、委託事業者だけですが、色々な団体が消費者教育の講師派遣をしていますので、そういった団体や事業者と情報交換することで、より一層、コーディネーター機能が発揮できるのではないかなと考えております、委員が所属されている団体のほうで情報提供などありましたらどうかよろしくお願い致します。

○会長

ありがとうございます。

○事務局

重点取組２の施策について、本日は現状の報告等がないということでしたが、今回は時間の関係で重点取組１の若年層への消費者教育に絞った形で議題としてあげさせて頂きました。重点取組２も重要な課題ですので、次年度の審議会で集中的に御意見を承る場を御用意できればと思っております。重点取組２の消費者安全確保地域協議会の設置については、今後の市町村の意向調査のようなことも実はしておりまして、いくつかの市が協議会の設置を考えている、というような回答もありましたので、そういう所に対して、早く設置が進むように私たちも支援していきたいと思っておりますし、大部分のところでまだ考えてないという回答がありましたので、設置の必要性について、この計画を元に市町村に強く働きかけていきたいと思っています。

○会長

ちなみに、今委員が御指摘された重点取組２の方で、大阪府と直接関わる話ではありませんが、4月23日に全体として国連が絡んでいるだろうと思いますけども、４，５千人が京都に集まるイベントがありまして、その中で法テラス（日本司法支援センター）が主催する行事があります。希望すれば多くの方が御参加頂けるだろうと思いますが、テーマが正に重点取組２に関係するような、超高齢化社会における高齢者等の問題を扱うセッションが予定されております。私自身関わっておりませんけども、そういう情報が入りましたのでこちらにも御関心をもって頂ければと思います。そのほか、委員の皆様のほうから何かございますか。

○委員

モデル校の中に支援学校が1校ありますが、これは配付の資料とは別に、支援学校授業用の資料を作られたということでしょうか。私は以前、支援学校に毎年、授業に行っていました。高校三年生で卒業後は就職するので、金銭のことを中心にということで、支援学校の方向けに授業のレジュメを作るのに苦労したのですが、これは講師の方にお願いして作ってもらったという形になるのでしょうか。

○事務局

委員がおっしゃられたように支援学校で授業をするというのは、生徒が複数の資料を参照しながら授業を進めるのがなかなか難しいので、教員の先生方は1時間にだいたい1枚くらいのプリントを自分で作られて、それをもとに授業しておられました。モデル校になって頂いた支援学校につきましては、これまで消費生活センターの方で、配付資料以外にもリーフレット等作っておりますので、支援学校の生徒に合った教材を活用して頂いて、教員が作っていたオリジナル資料等合わせてミックスして新たな教材の開発までして頂いたところです。実際に授業をした先生が1時間45分の中で出来る範囲の量で、大阪府消費者生活センターの資料や教材を合わせて作成したということでした。その資料の作成にあたって、大阪府消費者生活センターで支援をさせて頂きました。今お手元にお配りするオレンジの本に支援学校の実践事例が載っております。そのプリントを作って頂いて玉川高等学校で授業をしました。

○会長

先ほど、大学の授業で単位認定というような話がありました。審議会委員で大学に所属されている方も多数おられますので、ぜひ、このあたりに積極的に関わって頂けると、この流れがより素晴らしいものになるのではないかと一方的に期待するわけですが、この場ではなかなか実現の具体的な話をするのは難しいかと思います。その関係も含めてさらに何か御意見等ありましたらお願いしたします。議題１と２についても、どうしてもこの点は言っておきたいというものがありましたらお願いします。

よろしいですか。それでは、時間が参りましたので議題１議題２については、ひとまずここまでということで、議題３の「その他」について事務局からお願い致します。

○事務局

事務局からお話させて頂きます、資料の一番最後に、「マスクについてのお願い」という紙を入れさせて頂いております。皆さん御承知の通り、昨今ニュースになっております新型コロナウィルスの対策の中で、マスクが非常に不足しているというお話が今、出ております。厚生労働省と経済産業省、消費者庁の連名でマスクについて風邪や感染症疑いがある人たちに使ってもらうのが優先だということで、買い占めないでくださいという要望の文章になっています。

今回お配りしている資料の中に、いつも通り大阪府消費者保護条例のリーフレットを入れており、それを御覧頂きたいのですが、大阪府消費者保護条例の第22条に生活関連物資に関する緊急処置という節がございまして、22章23章で指定と勧告という、買い占め・売り惜しみに対する対策ついて、府の条例にも規定がございます。この条例の規定そのものは、国の方で生活関連二法、生活二法と一般に言われています、「生活関連物資等の買い占め、売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」と「国民生活安定緊急措置法」という、昭和48年のオイルショックの前後に作られたようなかなり古い法律に引っ張られて、条例でもこの規定を持っています。どちらのスキームも国なり大阪府のほうがそういう物資を指定して、売り惜しみや買い占めを規制するというものです。特に事業者に対して、売り惜しみをしている場合には勧告するといったことを、調査権限を含めて持っている法律なり条例でございます。生活二法について、大阪府は平成12年の特例条例で政令市以外の市町村にもすべて委任をしていますので、仮にマスク等がそういった国における指定物資というとことになれば、対策を全国的にしていく中でやっていくことになりますし、条例で指定すれば我々がしていくということですが、なかなか古い法律で、現実的に今の商慣習に見合っているのかという問題があります。単に店舗に売り惜しみしないでくださいと言っても、ネットで消費者間で高値で売り買いをするような時代になっていますので、このスキームでの規制というのはなかなか厳しいところはあります。現実に消費者行政に携わる部門であり、法を持っているということで今、庁内でなんとかできないのかという意見を頂戴しているような状況です。なかなか最適解が我々として見出せていないところではあるのですが、折角、この機会ですのでこういった問題について消費者行政として、こういった取組が望ましいであるとか、委員の皆様のご意見等ありましたら、この機会で承りたいと思いまして追加の議題とさせて頂きたいと思います。宜しくお願いします。

○会長

率直な委員の皆様の思いとしては、買い占めなどについて厳しい罰則があって然るべきという思いを持っておられるのかなと個人的には感じていますが、法律レベルでどうなのか、条例レベルでどうなのかという議論になってくると、なかなか難しいものがあると感じます。そんな状況が現在進行形で続いているということです。

その他につきましては以上でよろしいでしょうか。

それではこれですべて本日の議題は全て終了しましたので、事務局にお返しします。

○坂田所長

今日はどうもありがとうございました、私どもの計画もいよいよ大詰めですが、先ほど事務局からも発言がありましたように、国の計画がまだ最終の策定作業中ということで、地方消費者行政強化作戦の目標もまだ公表されていません。それらを盛り込んだうえで、さらに先程各関係部局からの政策も紹介ありましたけども、この中で、計画に盛り込めるものを入れつつ３月末までブラッシュアップして、策定して参りたいと思いますので、策定の折にはまた御報告させて頂き、次回には先ほど御指摘ありました重点取組２について、いろいろと御意見を伺いたいと考えております。先のコロナウィルスの件を含めまして、こんなところに消費者行政としての課題が、ということがたくさんございます。こういう新たな課題へ対応も含め、引き続き全力挙げて、頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い致します。今日はありがとうございました

○事務局

それでは、池田会長並びに委員の皆様どうもありがとうございました。以上持ちまして、本日の審議会を終了させて頂きます、委員の皆様には本当にありがとうございました。